

旭川市空家等対策計画骨子（案）

現計画の施策

基本目標

○総合的な空家等対策による安全安心なまちづくり

基本方針

○多様な連携による空家等対策の推進

基本施策

1 空き家や特定空家等の発生の抑制

- ①適正な維持管理に関する周知，啓発
- ②空き家所有者等への維持管理に関する支援
- ③関連団体と連携した所有者等への相談対応

2 空き家の活用

- ④不動産業者と連携した空き家の流通促進
- ⑤空き家の利活用に向けた情報提供
- ⑥空き家情報バンクの周知・登録支援

3 適切に管理されていない空家等への対応

- ⑦所有者等への助言・指導等の行政指導
- ⑧危険な特定空家等への緊急安全措置の実施
- ⑨所有者不在空家等への法的手続
- ⑩解体等の補助・支援

施策の実施結果（評価）

1 抑制

- ①適正な維持管理に関する周知，啓発
- ②空き家所有者等への維持管理に関する支援
- ③関連団体と連携した所有者等への相談対応

- ▶ 管理されず放置されている空き家は依然として多く、管理意識の低い空き家所有者等に対する周知・啓発が必要【改善】
- ▶ 今後空き家が増えてくることが予想されることから、単身高齢者世帯等の空き家予備軍に対し空き家の適切な管理等の啓発が必要【改善】
- ▶ 空き家所有者等からの相談に対応するため引き続き関係団体と連携した取組が必要【継続】

2 活用

- ④不動産業者と連携した空き家の流通促進
- ⑤空き家の利活用に向けた情報提供
- ⑥空き家情報バンクの周知・登録支援

- ▶ 売却を希望する所有者等が多いことから、不動産業者と連携した空き家の流通促進に向けた体制等の強化が必要【改善】
- ▶ 空き家の利活用希望者等への情報提供等が十分ではないことから、関係団体、関係部局と連携した相談体制等の強化が必要【改善】
- ▶ 空き家バンクでの売買、賃貸等の促進に向け、空き家バンクの設置運営主体である北海道と連携した施策の充実が必要【改善】

3 対応

- ⑦所有者等への助言・指導等の行政指導
- ⑧特定空家等への緊急安全措置等の実施
- ⑨所有者不在空家等への法的手続
- ⑩解体等の補助・支援

- ▶ 管理不全空家等、特定空家等の解消に向けて法に基づく助言、指導等の措置を継続して行うことが必要【継続】
- ▶ 緊急安全措置や行政代執行の実施により危険性の解消につながったが、これらの措置に至る前に問題解決できることが望ましい【改善】
- ▶ 令和5年の民法改正により新設された財産管理制度を活用するなど解決までの期間短縮や予納金の費用負担を減らす取組が必要【改善】
- ▶ 不良空き家住宅等の除却に一定の効果があったことから引き続き補助制度による解体補助が必要【継続】

空き家対策の課題

課題1 空き家所有者等の管理意識の向上

空家等の適切な維持管理の必要性などについて周知，啓発を行うとともに、維持管理や相続、売却等に関する相談に対し関連団体等と連携した支援等を行う必要があります。

課題2 空き家の利活用の促進

空き家の売却や利活用の促進に向け、関係団体や関係部局と連携し空き家の売却や利活用等を希望する所有者に対する支援体制の強化が必要です。

課題3 空き家の発生抑制

今後空き家が増えてくることが予想されることから、単身高齢者世帯等の空き家予備軍に対し、相続登記や維持管理等に関する啓発が必要です。

課題4 適切に管理されていない空家等への対応

空き家所有者等に対しては空き家特措法に基づく助言、指導等の措置を行うほか、所有者不明な空き家に対しては民法に基づく法的手段等を講じるなど管理不全空家等、特定空家等の解消に向けた取り組みを強化する必要があります。

旭川市空家等対策計画骨子（案）

課題 1 空き家所有者等の管理意識の向上

施策テーマ 1 管理の確保

- 空き家所有者等への適切な維持管理に関する周知・啓発
- 旭川司法書士会及び宅建協会と連携した空き家所有者等からの相談対応
- 庁内空き家関連部局の連携による市民等への相談対応
- 大規模空き建築物所有者等に対する維持管理に向けた啓発、指導

課題 2 空き家の利活用の促進

施策テーマ 2 利活用の促進

- 宅建協会との連携による空き家の流通促進
- 関係団体等と連携した空き家利活用希望者等への相談体制等の構築
- 空き家所有者への「北海道空き家情報バンク」制度の周知充実
- 関係部局との連携による移住・定住に向けた相談会等の開催

課題 3 空き家の発生抑制

施策テーマ 3 発生抑制

- 法務局等の関連部局と連携した相続登記制度に関する周知
- 単身高齢者世帯等の空き家予備軍に対する空き家の適切な管理等の啓発
- 民間管理サービス情報の提供など空き家所有者への維持管理に関する支援
- 地域包括センター等と連携した空き家所有者への相談体制の構築

課題 4 適切に管理されていない空き家等への対応

施策テーマ 4 管理不全空き家等及び特定空き家等への対応

- 空き家所有者等への助言、指導、勧告等の実施
- 危険な状態が急迫している管理不全空き家等及び特定空き家等への緊急安全措置の実施
- 民法に基づく財産管理制度を活用した管理不全空き家等及び特定空き家等の処分
- 管理不全空き家等及び特定空き家等への除却費用の一部補助

第3次旭川市空家等対策計画構成案

第1 計画改定の趣旨

1 計画改定の背景と目的

計画改定に至った背景及び目的について記載

2 計画の位置付け

計画の法的位置付け、関連計画等について記載

3 計画期間

計画期間の考え方を記載

4 計画の対象

計画対象区域及び計画対象とする空家等の種類について記載

第2 現状と課題

1 空家等の現状

統計資料による空家等の現状及び相談・苦情件数の推移等について記載

2 空家等の課題

前計画の検証、空家等対策における現状と課題について記載

第3 基本方針

1 基本理念

本計画の基本理念について記載

2 空家等対策に係る施策

課題を踏まえた空家等施策の考え方、施策テーマについて記載

第4 空家等対策

1 空家等に対する施策

1 管理の確保

- 空家所有者等への適切な維持管理に関する周知・啓発
- 旭川司法書士会及び宅建協会と連携した空家所有者等からの相談対応
- 庁内空家関連部局の連携による市民等への相談対応
- 大規模空家建築物所有者等に対する維持管理に向けた啓発、指導

2 利活用の促進

- 宅建協会との連携による空家の流通促進
- 関係団体等と連携した空家利活用希望者等への相談体制等の構築
- 空家所有者への「北海道空家情報バンク」制度の周知充実
- 関係部局との連携による移住・定住に向けた相談会等の開催

3 発生抑制

- 法務局等の関連部局と連携した相続登記制度に関する周知
- 単身高齢者世帯等の空家予備軍に対する空家の適切な管理等の啓発
- 民間管理サービス情報の提供など空家所有者への維持管理に関する支援
- 地域包括センター等と連携した空家所有者への相談体制の構築

4 管理不全空家等及び特定空家等への対応

- 空家所有者等への助言、指導、勧告等の実施
- 危険な状態が急迫している管理不全空家等及び特定空家等への緊急安全措置の実施
- 民法に基づく財産管理制度を活用した管理不全空家等及び特定空家等の処分
- 管理不全空家等及び特定空家等への除却費用の一部補助

2 実施体制

空家の調査方法、空家等対策に係る庁内実施体制等について記載

第5 成果指標

成果指標

施策効果の検証ができ、数値根拠に客観性を有した指標を設定する。